

輪島市監査公表第1号

平成27年12月4日付発監査第207号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年1月7日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





発輪病第 959号

平成27年12月18日

輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 小山 栄 様

輪島市長 梶 文 秋

### 定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

市立輪島病院

監査執行年月日

平成27年11月25日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 患者負担未収金について  今後とも受診者の未収状況を十分調査し、負担公平の理念に基づいて、未収金の縮小に努め、さらに未収金発生防止にも積極的に取り組まれたい。	①患者負担金の未収金については、発生防止から発生時の対応について未収金対応マニュアルによって引き続き組織的な対応に努めている。  未収金がある場合は、患者の電子カルテに未収金がある旨掲載し、医師・看護師・医事係・会計職員が情報を共有することにより、更なる未収金発生の防止に努めている。また、医療費の患者負担分について一括で支払することが困難な者に対しては、地域医療連携室・医事係が相談を受け分割による納入計画を立てるなど柔軟に対応している。  平成25年4月から、未収金のある方に対し口座振替による未収金の納入を実施しており、平成27年度においては11月末現在で1,350,935円を口座振替により回収している。  さらに、悪質であると判断した滞納者に対しては、今後、臨戸訪問を実施し、段階的に、支払督促制度を利用するなど未収金の縮小及び発生防止に対する取組みを強化する。	措置方針等